

## 礼文町独自の支援策（漁業担い手支援事業）

支援補助の種類	補助金額	補助対象者	支給要件等
担い手定着補助金	月額10万円	新規就業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合が推薦する者</li> <li>・支給期間 最大24ヶ月（国の総合支援事業【就業・定着促進】研修終了後から支給）</li> </ul>
		漁業後継者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合が推薦する者</li> <li>・支給期間 最大12ヶ月（道立漁業研修所受講者は終了後から支給）</li> </ul>
		就業希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合が推薦する者</li> <li>・支給期間 最大24ヶ月（道立漁業研修所受講者は終了後から支給）</li> </ul>
担い手研修補助金	70万円	漁業後継者 就業希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修所に入所し総合研修を受ける者</li> <li>・漁業協同組合が推薦する者</li> <li>・研修所入所時に一括支給（1回限り）</li> </ul>
担い手家賃補助金	月額5千円から3万円	新規就業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の借家に居住する者</li> <li>・月額1万円を超える家賃を対象額とする。</li> <li>・支給額は、対象額の2分の1とし月額3万円を限度とする。（敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、光熱水費を除く）</li> <li>・支給期間 最大36ヶ月</li> </ul>
漁業後継者報奨金	50万円	新規就業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合が推薦する者</li> </ul>
		漁業後継者	
		就業希望者	

- 【対象者】
- ①新規就業者
    - ・国の新規就業者総合支援事業における漁業研修生を終了後に新たに漁業に従事する者
    - ・漁業協同組合員又は準組合員資格を有し青年部に所属する者
    - ・45才以下の者
  - ②漁業後継者
    - ・漁業を経営する漁家の子で新たに漁業に従事する者
    - ・漁業協同組合員又は準組合員資格を有し青年部に所属する者
    - ・25才以下の者
  - ③就業希望者
    - ・①・②以外の者で新たに漁業に従事する者
    - ・漁業協同組合員又は準組合員資格を有し青年部に所属する者
    - ・25才以下の者

## 礼文町独自の支援策（漁業担い手支援事業）

### ◎漁業者支援住宅

本町では、町外から移住し新たに漁業就業する方の定住促進と地域の漁業振興及び活性化を図るための漁業者支援住宅の建設を計画的に推進しています。



#### 《構造等》

木造平屋建 2LDK 63.46 m<sup>2</sup>

平成 26 年度 2棟建設

平成 27 年度 2棟建設

#### 《使用料》

月額 15,000 円 （9年目まで）

※10年目以降は月額6万円  
なお、有償にて譲渡も可能